

令和4年12月13日

白井智子

休眠預金活用事業の改善に向けた課題認識について

- 一、指定活用団体について、民間主導という本来のあり方が実現するよう、政府、行政、あらゆる機関からの独立性を担保すべきと考えます。
- 二、上記の課題意識に基づき、指定活用団体について、法第二十条の「全国に一を限つて」記載の削除という法改正を実施することにより、複数団体が専門性を發揮し、切磋琢磨しシナジー効果を發揮する素地を段階的につくるべきと考えます。
- 三、PO人件費、助成限度額など、法に明記されない事項に関しては、弾力的に運用できる可能性を残した表現にすべきと考えます。

<課題の背景>

- ①休眠預金議連の取り扱う議論テーマが、指定活用団体の仔細な運用部分に入り込みすぎており、指定活用団体の独立性を侵害している。

- ・英国では、英国における社会的課題の解決に取り組む英國を代表する社会的インパクト投資専門金融機関として「Big Society Capital(以下、BSC)」が2012年に設立され、活躍している。
- ・BSCは休眠預金等(民間資金)を原資とし、株主である4大銀行及びThe Oversight Trust(BSCの社会的使命を保持することを役割とする)により統治されており、政府からは独立している。¹姉妹団体である、助成事業を行うACCESS財団も同様に政府から独立しています。

¹ Big Society Capital Limited, p12, "Report and Financial Statements 2021"

Independence

The Oversight Trust – Assets for the Common Good, formerly known as The Big Society Trust, is an independent holding company that currently owns 68.1% of Big Society Capital's shares, and was set up to ensure that the organisation remains 'on mission'. Big Society Capital is not owned or controlled by Government, nor is it controlled by the banks that have invested in it.

- ・現在休眠預金議連が行っているようなマイクロマネジメントをJANPIAに対して行っていると言えるような議論テーマの持ち方は国の事業としても異質であり、民間の独立性を侵害していると考えます。

②休眠預金によって実現されるべき社会像についての議論が、審議会／議連／社会全体でも不十分であり、共通認識を持って議論を進めることができなかった。

- ・法改正にむけた議論において、法第一条の目的「休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用することにより、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資する」の先にある、「休眠預金の活用により実現されるべき社会像」について、議連／内閣府／JANPIAと、ソーシャルセクターとの間に、隔たりがあり、共通認識が持てないまま議論が進んでいました。
- ・そしてその議論は、内閣府／議連／指定活用団体／ソーシャルセクターに閉じずに、本法律の重要な受益者でもある国民全体に対して正しく問われるべきです。
- ・その観点において、社会全体に正しく広報活動を通した認知および議論への参加を広く促すことが現状に至るまでできていないことについて、JANPIAが指定活用団体としてその責務を果たしてきたのかについても、客観的な評価、振り返りが必要と考えます。

③現行の指定活用団体JANPIAの評価、それに伴う指定活用団体のあるべき姿の再定義が不十分である。

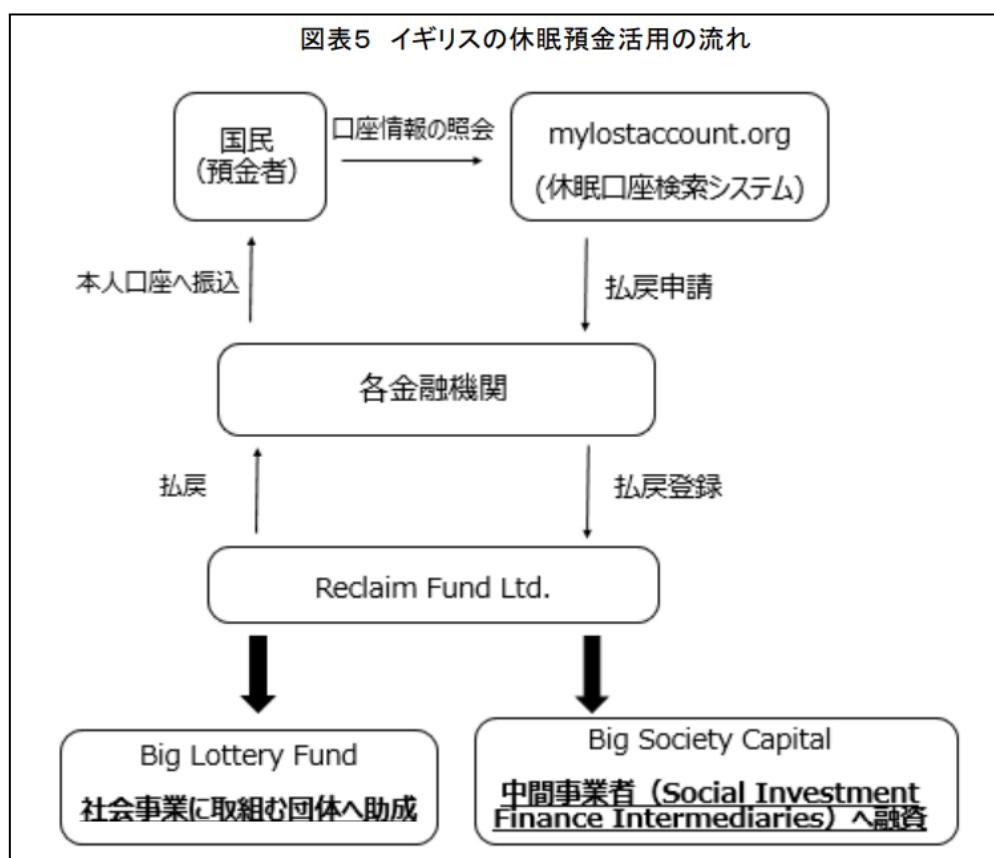
- ・不正利用の防止のための安全な運用は目的にある「休眠預金等に係る預金者等の利益を保護」の観点で大切だったかもしれません。一方で、その観点が強調され続けた結果、この5年間で本来生み出された休眠預金活用による社会インパクトの喪失を生み出していたのではないかでしょうか。

- ・課題②で記述したような広報の観点以外でも、資金分配団体の発掘／育成、ソーシャルセクターとの定期的な意見交換（指定活用団体と資金分配団体という枠組みを超えた利害関係のない関係者へのヒアリング）、そして何よりソーシャルインパクトの定量化におけるこの5年の成果についての客観的な評価が必要と考えます。
- ・法第三十三条（指定取り消し）において「民間公益活動促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき」とあるように、内閣府には指定活用団体を監督し、その適正性／実効性を国民に対して説明する責務があると考えます。

Appendix(英国における出資貸付事業)

ポイント1:参考としたイギリスでは助成事業と出資貸付事業が別組織で行われている

- ・出資・貸付事業は、助成事業とは異なり、正しく運用しなければ、社会への悪影響を引き起こしかねません。そのため、リターンと影響力とともに、そのリスクと責任が段違いに高くなります。
- ・そのため、本制度の元となったイギリスでは、目指すべき目標と必要な専門性の違いから、助成事業と融資事業(インパクト投資)はそれぞれ異なる指定活用団体が運営しています²。



² 株式会社第一生命経済研究所「休眠預金活用の現状と海外事例～休眠預金等活用法施行から3年、振り返りと課題点～」図表5

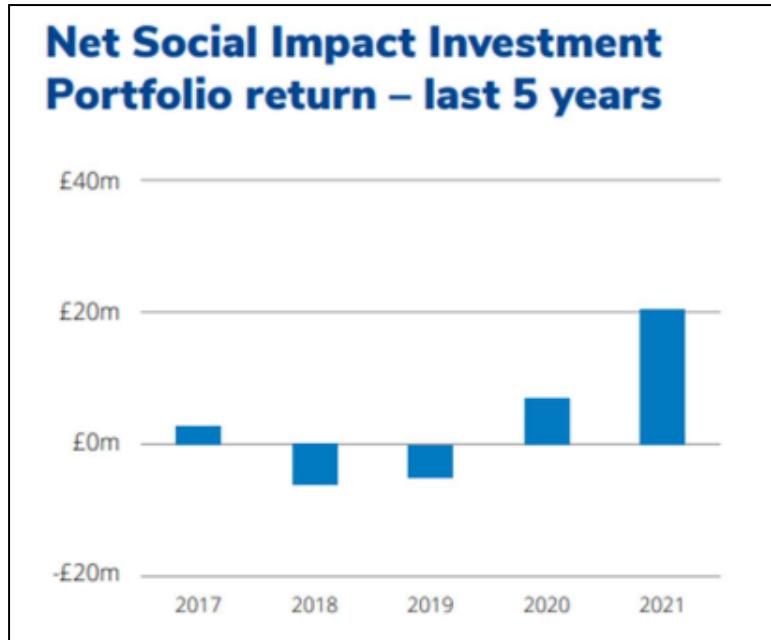
ポイント2: 多様な専門人材が必要であり、給与水準も大きく異なる

- ・英国Big Social Capital(BSC)が活躍する英国では、社会的インパクト投資市場規模は£8億(1,280億円)から£64億(1兆240億円)へ8倍成長しています。
- ・そのうち、BSCのコミットメント総額は£8.3億(1,328億円)、協調投資額£26億(4,160億円)と「呼び水効果」を十分に発揮しています。
- ・BSCの投資によって資金を受け取った社会的企業等は2,000社を超えると報告されています。



- ・短期では得られない投資リターンに関しても、長期的視点で運用実施³を行っています。

³ Big Society Capital Limited, p21, "Report and Financial Statements 2021"



- ・多様な専門人材をいた、計82名体制(2021年12月31日時点)⁴で、年間590億円ほどの出資貸付が行われています⁵。先に示した長期的視点でのインパクトスタートアップへの投資、「インパクトウォッシュ」防止など、様々な専門性をもった職員の確保、更には広く活動が理解されるように広報・エンゲージメント人員も確保し力を入れています。既存の助成事業団体に専門人材数名の追加で運営できるようなものではありません。
- ・また給与総額は£4,359,000(約7億円)、平均給与は£53,159(850万円です)。約30名が£60,000(960万円)～150,000(2,400万円)の高額給与を受け取っています⁶(参考: JANPIAの現行の給与水準(担当職: 約500万円⁷)。)

⁴ Big Society Capital Limited, p47, “Report and Financial Statements 2021”

⁵ 同上、p26

⁶ 同上、p47

⁷ JANPIA 給与規定 別表より(賞与4ヶ月分、G6等級担当職の基準急31万円／月として)